

第 15 回「隣保事業士」資格認定講習

隣保館で実施してきた相談事業をはじめ様々な活動は、これからの日本社会における地域福祉の推進と人権尊重のまちづくりのモデルとなるものです。

この講習を通して、隣保事業に必要な専門性を向上させ、これからの日本社会における「福祉と人権のまちづくり」のノウハウを、「隣保事業士」として養成することにより、広域的に還元するとともに、隣保事業の社会的地位の確立を図ることを目的としています。

隣保事業士とは	隣保事業の歴史をもとに、隣保館設置運営要綱（厚生労働省）で定める事業を理解し、事業企画や相談事業、啓発・交流事業、地域福祉の推進など、隣保事業のトータルコーディネーターとしての専門的な知識とスキルを有するもの。 〈隣保事業士資格認定規定 第2条より〉
---------	--

1. 日 時 2022 年 9 月 13 日（火）13 時 00 分 ～ 16 日（金）17 時 00 分
2. 場 所 西宮市立若竹生活文化会館（兵庫県西宮市西福町 15-12 TEL 0798-67-7171）
3. 定 員 50 名
4. 受講料 40,000 円
 - ・受講料については、資格認定の可否にかかわらず返還いたしません。
 - ・別途必要となる費用：宿泊費・交通費・昼食代（各自でご用意ください。）
 - ・お弁当の注文を受け付けいたします。【代金 1,000 円（お茶付き）】
5. 申込締切 2022 年 7 月 29 日（金）必着
 - ・受講を希望される方は、締切日までに、別紙「受講申込書（両面）」に必要事項をご記入のうえ、申込書送付先宛にご郵送ください。
 - ・電話・ファックス・E メールによる申込は受付できませんので、ご注意ください。
 - ・受講申込書に不明な点がある場合は、事務局よりご連絡いたします。
 - ・受講前にキャンセルされる場合は、費用を返金いたします。
 - ・車椅子で参加される方や手話通訳等を必要とされる方、また受講にあたって支援が必要な方は、9 月 2 日（金）までに事務局までお知らせください。
 - ・お弁当のご注文は、別紙「お弁当注文票」（詳細参照）にてお申込みください。
 - ・全課程を受講できる方に限ります。
6. 受講要件 「隣保事業士資格認定規定」第8条に該当する方
7. 受講決定 2022 年 8 月 19 日（金）までに郵送
 - ・受講申込書の受付後、「隣保事業士」資格認定委員会において受講要件の審査を行い、申込書記載の自宅住所に受講決定通知書と受講料請求書を郵送します。
8. 資格認定者 全国隣保館連絡協議会

9. 講習スケジュール

9月13日(火)

13:00～13:30	開講式・オリエンテーション	
13:45～15:15	地域福祉の動向と隣保館	厚生労働省社会・援護局地域福祉課
15:30～17:00	隣保事業の歴史と概要その役割について	全国隣保館連絡協議会 副会長 橋垣 秀則

9月14日(水)

10:00～11:30	隣保館設置運営要綱と補助制度の概要	兵庫県県民生活部 人権推進官 山中 節
12:30～14:00	人権運動の歴史	関西学院大学 非常勤講師 谷元 昭信
14:15～15:45	隣保館における地域福祉事業 ーまちづくりと隣保館ー	株式会社 HRC コンサルティング 代表取締役 大北 規句雄
16:00～17:00	地域に学ぶ	西宮市立若竹生活文化会館

9月15日(木)

10:00～11:30	地域ケアシステムと生活支援	NPO 法人地域支援センターくまとり Rond 理事長 大谷 悟
12:30～15:45	隣保館におけるソーシャルワーク ー事例検討ー	NPO 法人地域支援センターくまとり Rond 理事長 大谷 悟
16:00～17:00	受講生交流会	

9月16日(金)

10:00～11:30	人権啓発の拠点としての隣保館 ーコミュニティづくりを中心ー	奈良教育大学 名誉教授 中川 喜代子
12:30～14:00	隣保館における地域の実態把握	奈良教育大学 名誉教授 中川 喜代子
14:15～15:45	地域共生社会に向けた包括的支援	NPO 法人抱樸 理事長 奥田 知志
16:00～17:00	修了式	

資格取得者の声

隣保館職員にとって必要な視点や知識を学べる場であり、仲間との出会いは隣保館活動を進めるうえで大きな力になります。また、資格取得者を対象とした特別聴講は、自分の考えや活動を振り返ることのできるいい機会となっています。

島根県 (2008 年受講)

隣保事業士を受講して、良かったのは地方にいと受講することが難しい講座が受けられること、それは隣保館で仕事をする私の力になりました。また、多くの受講者の方と知り合え仲間になったことです。

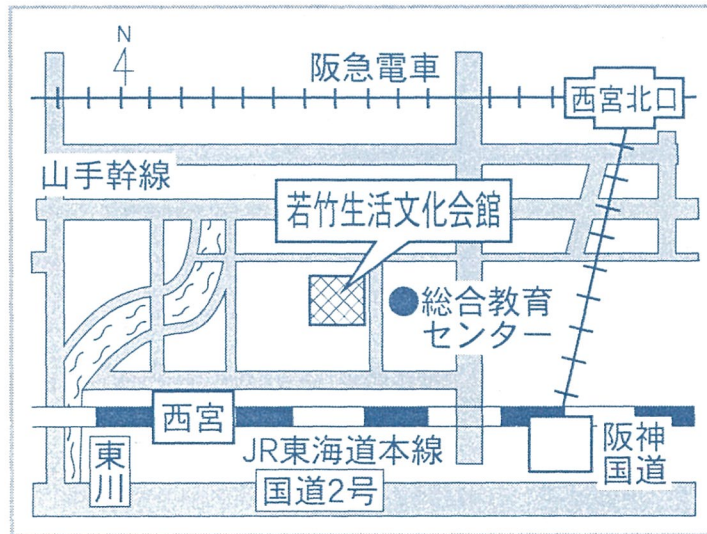
高知県 (2017 年受講)

すべての講座に深い学びがありました。地域住民からの相談や効果的な教育・啓発のあり方など、たくさんのヒントをいただきました。「部落差別解消推進法」の施行から4年目を迎え、隣保館の果たす役割はますます重要です。

兵庫県 (2015 年受講)

10. 会場案内

西宮市立若竹生活文化会館（〒662-0844 兵庫県西宮市西福町 15-12 TEL：0798-67-7171）
JR「西宮駅」北側出口から北東へ約 600m／阪急「西宮北口駅」南側出口から南東へ約 1.1 km



11. 申込書送付先・問い合わせ先

全国隣保館連絡協議会「隣保事業士」資格認定講習事務局

〒650-0003 神戸市中央区山本通4-22-15 兵庫県立のじぎく会館内

(～6月10日) TEL 06-6711-0356 / FAX 06-6711-0357

(6月23日～) TEL 078-940-0757 / FAX 078-940-0758

E-mail zenrinkyou@rinpokan.net

※6月11日～22日は、事務局移転にともない電話・FAXが使用できません。ご了承ください。
上記期間のお問い合わせは、メールにてお願いいたします。

隣保事業士資格認定規定

【目的】

第1条 福祉の推進と人権課題解決に資する隣保事業の必要な専門職性を向上し、これからの日本社会における「福祉と人権のまちづくり」のノウハウを、隣保事業士を養成することにより広域的に還元するとともに、隣保事業の社会的地位の確立を図ることを目的とする。

【隣保事業士の定義】

第2条 隣保事業の歴史をもとに、厚生労働省の隣保館設置運営要綱で定める事業を理解し、事業企画や相談事業、啓発・交流事業、地域福祉の推進など、隣保事業のトータルコーディネーターとしての専門的な知識とスキルを有するもの。

【資格認定者】

第3条 資格の認定者は、全国隣保館連絡協議会（以下「全隣協」）会長とする。

【資格認定委員会】

第4条 資格認定委員会を次のとおり設ける。

1. 構成
 - ①（内部委員） 2名 副会長、他1名
 - ②（外部委員） 2名 学識者、関係府県
2. 任務
 - ①資格認定講習の内容を検討する。
 - ②資格認定の可否を会長に進言する。
3. 任期
2年とする。ただし、再任を妨げない。

【資格認定の対象者】

第5条 資格認定の対象者は次のとおりとする。

1. 現任の隣保館長・職員、または広域隣保事業に従事する者（正規・嘱託・臨時等の別または常勤・非常勤を問わない）。
2. 過去に隣保館に従事した経歴のある者、または広域隣保事業に従事した経歴のある者（正規・嘱託・臨時等の別または常勤・非常勤を問わない）。
3. 隣保事業を志す者。

【資格認定要件】

第6条 資格の取得は第5条に該当する者であって次の要件を満たす者とする。

1. 隣保館に20年以上勤務し、厚生労働大臣表彰を受けた者で、認定申請のあった者。
2. 以下の条に定める、資格認定講習を受講し修了した者。

【資格認定講習】

第7条 資格認定講習は各年度に定められた内容で実施する。

【資格認定講習の受講要件】

第8条 次のいずれかに該当することを要件とする。

1. 第5条第1項に定める者で、通算3年以上隣保事業に従事する者。
2. 第5条第2項に定める者で、通算5年以上隣保事業に従事した者。
3. 第5条第1項に定める者で通算3年未満の隣保事業従事者、または第5条第2項に定める者で通算5年未満の従事経験者で、以下「受講する要件となる研修会」に定める研修会を2回以上受講した者。
4. 第5条第3項に定める者で、以下「受講する要件となる研修会」に定める研修会を4回以上受講した者。
5. 府県隣保館連絡協議会会長の推薦がある者。
6. その他、全隣協が受講を認める者。

【付則】

1. この規則は、2008年4月15日から施行する。
2. 2009年4月1日一部改正する。
3. 2011年4月1日一部改正する。

【資格認定講習を受講する要件となる研修会】

- ① 全隣協が主催する研修会（全国隣保館長研修会／全国女性職員研修会／ブロック別学習会／リーダー養成講座）
- ② ブロック協が主催する研修会（ブロック館長職員研修会／ブロック女性職員研修会）
- ③ 府県隣協が主催する研修会（全府県内の隣保館職員を対象とした研修会で、1開催合計研修時間数が4時間以上で、かつ全隣協が認定したもの）